

耐震診断（耐震診断士派遣制度）



「**昭和56年5月31日以前**」(旧耐震基準)に建てられた**木造住宅**は耐震性が低い可能性があります。

大田原市では、対象住宅の耐震診断に対し、耐震診断士を派遣しています。派遣費用は市が負担するため、**無料**で耐震診断を受けることができます。

◆対象となる住宅

- **昭和56年5月31日以前**に着工された木造2階建て以下の一戸建て住宅
※昭和56年5月31日以前に建築した住宅であっても、同年6月1日以降に増築をしている場合、増築部分の床面積が1/2以下であること
※併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が1/2以上であること
- 市内にある住宅であること(現に居住の用に供する住宅に限る)
- 構造が、在来軸組工法、伝統的工法または枠組壁工法であること
- 賃貸を目的としない住宅であること

◆申し込みができる方

- 対象住宅を所有する方で、当該住宅に居住している方
- 耐震診断士派遣制度による耐震診断を受けたことがない方
- 過去に市の制度を利用して耐震診断を行っていない方
- 国、県及び市税を滞納していない方

◆申し込み

この制度を利用する場合は、次の書類を建築住宅課指導係に提出してください。

- (1) 耐震診断士派遣申込書(様式第1号)
- (2) 委任状(申請を委任する場合)
- (3) 対象住宅の所有者を確認できる書類(登記事項証明書、家屋評価証明書、固定資産税の課税明細書等)
- (4) 建物平面図(対象住宅の図面がある場合)

※上記以外にも、必要に応じて書類の添付をお願いする場合があります。

※申請前に対象住宅に該当するかなどのご相談も可能です。
※その他ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

お問い合わせ先:大田原市役所建築住宅課 本庁舎5階 電話:0287-23-1178

◆ 耐震診断士派遣制度の流れ

大田原市窓口へ申込み

申込書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて窓口
に申し込みください。

耐震診断決定通知

耐震診断の実施が決定されると、大田原市から決定通
知が届きます。

耐震診断の実施

決定通知が届いてから数日後「耐震診断士」から診断日
程の打ち合わせ等の電話があります。耐震診断の実施
の際には、居住者の方への説明や聞き取りがあります。
※診断当日は「**立ち合い**」をお願いします。

耐震診断の結果報告

耐震診断結果は、耐震診断士が報告書を作成後にご説
明するとともに、耐震改修等に関するアドバイスをທີ
います。

◆ 耐震診断の結果

評点で、お住まいの安全度がわかります。 ※震度6以上の地震発生を想定した場合

評点 0.7未満	評点 0.7以上1.0未満	評点 1.0以上
倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない

耐震改修をご検討ください

※耐震診断の結果、耐震改修・建替えをする場合、費用の一部を助成する制度があります。

◆ Q&A

Q1 耐震診断って、何をするの？

耐震診断は、市が派遣する耐震診断士が現地で建物を調査し、大地震が発生した場合に、
倒壊するおそれがあるかどうかを総合的に判断し、耐震改修の必要性を判定するものです。
現地調査では、目で見える範囲の確認及び聞き取り調査を行います。このとき、外観だけ
でなく、住宅(すべての部屋)の中に入って確認・写真撮影を行いますので、立会いが必要
となります。

Q2 代理人による手続や当日の立会いは可能ですか。

原則、申請者本人に手続をお願いしていますが、本人が手続を行うことが難しい場合は、
代理人による手続や立会いが可能です。代理を立てる場合は、申込書と同時に委任状を提
出してください。